

猪名川町ふるさと納税返礼品 開発等支援補助金

～新たなふるさと納税返礼品の創出や既存のふるさと納税返礼品の
生産強化等の取り組みを補助金により支援します～

補助金について

町内事業者等が行う新たなふるさと納税返礼品の創出、または、既存のふるさと納税返礼品の生産強化等を支援します。

事業者提案募集に応募し、採択された事業に対し「ふるさと納税ポータルサイト」を通じたクラウドファンディング（以下、「CF」）により集まった寄附金を原資とする補助金を交付します。

**CFで集めた額の
10分の5を補助！**

**CF目標額（補助対象
経費の2倍）を達成す
れば、自己負担0円
で新たな返礼品の
創出等が可能！**

本補助金の対象となる地場産品

町内において生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスで、ふるさと納税の地場産品基準を満たすもの。

支援制度のイメージ

- ・新商品としてご当地クッキーを作って返礼品にしたい。
- ・機材を100万円で購入したい！CFで資金調達をしよう！

（例①）猪名川町ご当地クッキープロジェクト

製造のための機材購入
100万円（補助対象経費）



CF目標額【200万円】
（補助対象経費の2倍の額）
CF(寄附)実績額200万円

補助額100万円

CF目標額に
達した場合

- ・饅頭の生産量を拡大したい。
- ・機械を100万円で購入したい！CFで資金調達をしよう！

（例②）猪名川町饅頭プロジェクト

製造拡大のための機械購入
100万円（補助対象経費）



CF目標額【200万円】
（補助対象経費の2倍の額）

CF(寄附)実績額
50万円

補助額
25万円

自己負担額
75万円

CF目標額に
達しなかった場合

企画提案公募参加資格

新たなふるさと納税返礼品の創出又は既存のふるさと納税返礼品の生産強化等を行おうとする個人、法人で以下をすべて満たす者。

- ①法人または個人の事業者。
- ②自らが事業の実施主体である者。
- ③町内に事業所等を有し、補助金の交付決定の日から5年以上継続してふるさと納税の返礼品として取り扱う意思を有する者。
- ④提案した補助事業への寄附額が目標額に達しない場合であっても、自己資金により補助事業を行う者。
- ⑤国税及び地方税の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)がない者。
- ⑥猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

補助金額・補助限度額

- ・交付する補助金は町がCFにより資金調達し、寄附金額の10分の5を交付します。
- ・寄附目標額に達しなかった場合であっても、補助金を交付します。

※補助対象経費と補助金の差額分を採択事業者が自己資金によって補完し、必ず事業を実施する必要があります。

補助対象経費

新たなふるさと納税返礼品の創出等に要するもので次に掲げるものとします。

ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる費用は、対象経費には含みません。**※補助対象経費は、500千円以上の事業を対象とします。**

- ・消耗品費（事業に必要な消耗品の購入費）
- ・印刷費（包装紙、シール、商品ラベル等の印刷費）
- ・運搬費（原材料、資材、試作品等の送付に係る送料）
- ・委託料（試作品等の外注加工費）
- ・手数料（各種許可の取得費、成分分析又は検査費用）
- ・原材料費（試作に使用する原材料費）
- ・賃借料（機器リース料等（申請日から当該年度の2月末日までの間に支払うリース料等に限る。））
- ・備品購入費（返礼品の製造に必要な備品の購入費） ・施設整備費（内装・設備・施工工事費）
- ・その他町長が必要と認める経費

※（ ）内は、補助対象となる費用の例示です。

全体の流れ

①事前相談



②応募



③採択・CF実施



④寄附目標額到達

⑤補助事業実施



⑥補助金交付



問い合わせ先

猪名川町企画財政課ふるさと納税担当

電話：072-766-8711 メール：furusatokifu@town.inagawa.lg.jp

HPはこちら